（その１）

神奈川県選挙管理委員会 令和 -8.6.24 収受 第 1966 号

収　支　報　告　書

オンライン

令和7年分
（　年　月　日開催分）

(ふりがな) けいせんかい

1　政治団体の名称　経泉会

2　主たる事務所の所在地　横須賀市夏島町６番地（株）富士オイル内

3　代表者の氏名　森　洋

4　会計責任者の氏名　近藤　雅之

事務担当者の氏名　鈴木　隆裕

（電話）　046-837-5554

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
□ 政党の支部	■ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□ ２以上の都道府県の区域等	■ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
□ 有
■ 無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
□ 政治資金規正法第19条の７第１項第1号に係る国会議員関係政治団体
■ 政治資金規正法第19条の７第１項第2号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の７第１項第3号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体
公職の候補者の氏名等(１人目)　小泉　進次郎
公職の種類等　衆議院議員(現職)
公職の候補者の氏名等(２人目)
公職の種類等
公職の候補者の氏名等(３人目)
公職の種類等

資金管理団体の指定の期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

国25　9613　旨

12

（その２）

1　収支の総括表

収　入　総　額					3	4	0	9	2	6	2
（前年からの繰越額）					1	9	8	5	8	3	2
（本年の収入額）					1	4	2	3	4	3	0
支　出　総　額						2	3	4	0	8	0
翌年への繰越額					3	1	7	5	1	8	2

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費										
金　額				1	4	2	0	0	0	0
員　数								1	4	2人

(2) 寄　附												
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額											備　考
(ｱ) 個人からの寄附											0	
（うち特定寄附）											0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附											0	
(ｳ) 政治団体からの寄附											0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)											0	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）											0	
イ　政党匿名寄附											0	
合　計　（ア ＋ イ）											0	

（その6）

(6)　その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	4,330	
	合　　計	4,330	

(その13)
3　支出項目別金額の内訳

(1)　支出の総括表

項目	金額（十億 百万 千 円）	備考
1　経常経費		
(1)　人件費	0	
(2)　光熱水費	0	
(3)　備品・消耗品費	3,256円	
(4)　事務所費	150,000円	
小計	153,256円	
2　政治活動費		
(1)　組織活動費	5,152円	
(2)　選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	
ア　機関紙誌の発行事業費	0	
イ　宣伝事業費	0	
ウ　政治資金パーティー開催事業費	0	
エ　その他の事業費	0	
(4)　調査研究費	0	
(5)　寄附・交付金	0	
(6)　その他の経費	0	
小計	5,152円	
合計	234,080円	

（その14）

（2） 経常経費 （人件費を除く。） の内訳				項目別区分 3.備品・消耗品費			
行番号	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）		年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	領収証代	26,400		R7/2/26	信濃印刷株式会社	東京都千代田区飯田橋4-1-11	
この頁の小計		26,400					
その他の支出		6,160					
合計		32,560					

（その14）

（2） 経常経費 （人件費を除く。） の内訳				項目別区分 4.事務所費			
行番号	支出の目的	金額		年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
		十億 百万 千 円					
1	事務連絡発送代	17,050		R7/2/18	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
2	監査報酬費	17,958		R7/8/15	登録政治資金監査人 税理士 吉田貫	横須賀市小川町25-3 税理士合同ビル2F	
この頁の小計			35,008				
その他の支出			1,149,912				
合計			1,500,000				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳											項目別区分 1.組織活動費 （3/22定時総会開催費）			
行番号	支出の目的	金					額					年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
			十億		百万		千			円					
1	総会会場費					4	8	4	0	0		R7/4/8	セントラルホテル	横須賀市若松町2-8	
	この頁の小計					4	8	4	0	0					
	その他の支出									0					
	合計					4	8	4	0	0					

（その15）

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 1.組織活動費 （交際費）			
行番号	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）		年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1							
この頁の小計			0				
その他の支出			3,120				
合計			3,120				

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資　産　等　の　有　無			
資　産　等　の　項　目　別　区　分	有	無	備　　考
ア　土　　地	□	■	
イ　建　　物	□	■	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	■	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	■	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	■	
カ　金　銭　信　託	□	■	
キ　有　価　証　券	□	■	
ク　出　資　に　よ　る　権　利	□	■	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	■	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	■	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	■	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	■	

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

■　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

■　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年5月25日

政治団体の名称　　経泉会

会計責任者の氏名　　近藤　雅之

代表者の氏名
（解散時のみ記入）

（オンライン提出）

政治資金監査報告書

令和　８年　５月１８日

経　泉　会
代表　森　洋　殿

登録政治資金監査人　吉田　貢
登録番号　第　５５７４　号
研修修了年月日　令和元年　８月２３日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、経泉会の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は経泉会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

３　業務制限

経泉会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、経泉会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上